

みんなで支える 介護保険制度

介護保険制度とは

介護が必要になっても、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように、社会全体で支える制度です。保険料や税金を財源とし、介護が必要な人は、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。

- ▼特別徴収(年金天引き)
納期 年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・令和6年2月の全6回)
- ▼普通徴収(年金天引き以外)
納期 7月から令和6年2月までの毎月(全8回)
- 納付方法 納付通知書により、最寄りの金融機関などで納付
※コンビニエンスストアでは納付できません。
※納付には納め忘れのない
- ①令和5年4月1日現在、市内在住の65歳以上の人
- ②老齢・退職年金、遺族年金または障害年金の年金受給額が年額18万円以上の人
- ※65歳になった年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。

保険料の納付方法

前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に令和5年度の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

みんなで支える 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは

75歳以上(65歳～74歳は一定の障がいのある人)が対象の医療保険です。高齢者が安心して医療を受けることができるように、埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営し、幸手市は市民に身近な窓口業務などを担っています。

後期高齢者医療保険料の納付

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に令和5年度分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

保険料の納付方法

- ▼口座振替
納付には納め忘れのない「口座振替」が便利です。希望する人は、納付通知書に記載の金融機関または市役所窓口(納付通知書、通帳、届出印(市役所で手続きする場合は不要)、キャッシュカード(暗証番号の入力が必要)です)、本人確認書類を持参の上、手続きを行ってください。
- ※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて金融機関で口座振替の手続きが必要(自動で口座振替に切り替わりません)。

令和5年度 所得段階別介護保険料

令和元年10月からの消費税上げによる財源により、第1段階～第3段階(市民税非課税世帯)の人の保険料を引き続き軽減しています。

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者の人 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	14,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	19,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	36,700円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	50,900円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	56,600円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	67,900円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	73,500円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	84,900円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の人	96,200円

※課税年金収入額：税法上課税対象の収入となる公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金など)をいいます。非課税年金(障害年金、遺族年金)は含みません。
※合計所得金額：「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階第1～5段階では、さらに「年金所得」を控除した額です。

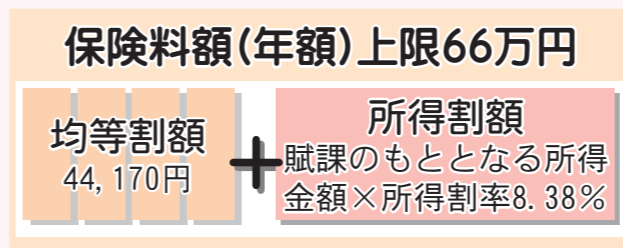
「口座振替」が便利です。希望する人は、納付通知書に記載の金融機関または市役所窓口、納付通知書

- 届出印(市役所で手続きする場合は不要)
- キャッシュカード(要暗証番号)
- 本人確認書類
- 持参の上、手続きを行ってください。

介護保険負担割合証

現在交付している負担割合証の適用期間は、7月31日までです。
8月からの新しい負担割合証は、7月下旬に郵送します。

▼保険料額の算定方法



■賦課のもととなる所得金額とは

収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した金額をいいます。

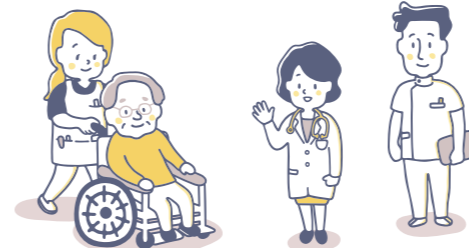
■所得の少ない世帯に属する人には
所得金額に応じて均等割額の軽減措置が設けられています。

後期高齢者医療被保険者証(緑色)

8月から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります。現在交付中の被保険者証の有効期限は、7月31日までです。8月からの新しい被保険者証は、7月中旬に郵送します。

マイナンバーカードが健康保険証に

古い被保険者証は保険年金課に返却、または個人で処分をお願いします。
マイナンバーカードが、健康保険証として利用できます。詳細は、本紙15ページをご覧ください。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付

入院や外来診療により、同一月内における同一医療機関での医療費が高額になる場合には、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」(自己負担割合が3割負担で一定の所得未満の人は「限度額適用認定証」)を事前に医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、月々の負担が軽減されます。また、住民税非課税世帯の人は、食事代の負担が軽減されます。

▼新たに認定証の交付を希望する人
保険年金課で手続きを行ってください。

▼現在認定証の交付を受けている人
現在利用している認定証の有効期限は7月31日までです。

8月以降も引き続き該当になる人には、新しい認定証を7月中に郵送します。